

## 保安管理マスター制度運営委員会 設立趣意書

平成25年4月16日  
石灰石鉱業協会  
天然ガス鉱業会

平成16年の鉱山保安法改正において、保安技術職員(係員)制度が廃止され、「坑内」、「坑外」、「鉱場」等に係る国家試験が廃止された。

これに替わるものとして、保安を確保するため、省令で定める作業の区分ごとに「作業監督者」を選任することが鉱業権者に義務付けられたが、それに要する資格は一般法の資格とされた。

このような状況下で、中央鉱山保安協議会において、改正鉱山保安法に施行5年後におけるレビューを行った結果、鉱山労働者が鉱山保安法令や鉱山特有の技術に関し学ぶ機会が少なくなったこと等を踏まえ、将来に亘って保安を維持向上するために、民間の取組として「保安管理マスター制度」の創設が提案され、これを受けて、鉱業労働災害防止協会の委員会において「保安管理マスター制度」の検討が行われてきた。

「保安管理マスター制度」は、鉱山保安法令及び鉱山保安技術に関する試験の結果、一定水準の成績に達した者を対象に「技術保安管理士」という称号を付与するものであるが、その運用に当たっては、公正かつ中立な立場での実施が求められる。

このため、「保安管理マスター制度」を運用する実施機関として、設立参加業界団体により、「保安管理マスター制度運営委員会」を設立することとし、「鉱山保安推進協議会」において鉱種横断的な連携を担保することとする。